



# 山形県公報

平成28年6月24日(金)

号 外 (21)

## 目 次

### 条 例

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例…………… (総務厚生課) … 4
- 山形県県税条例等の一部を改正する条例…………… (税 政 課) …同
- 山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例…………… ( 同 ) … 9
- 山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例…………… (市 町 村 課) …10
- 山形県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例…………… (子育て支援課) …同
- 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例…………… (子ども家庭課) …11
- 山形県民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例…………… (地域福祉推進課) …同
- 国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例…………… (農村計画課) …同
- 山形県空港管理条例等の一部を改正する条例…………… (空港港湾課) …12
- 山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例…………… (教 育 庁) …同

### この号で公布された条例のあらまし

- ◇ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第42号) (総務厚生課)
  - 公務災害補償として傷病補償年金等を受給する者が同一の事由により厚生年金保険法による障害厚生年金を支給される場合に、傷病補償年金等の額に乗じる調整率を0.88とすることとした。
- ◇ 山形県県税条例等の一部を改正する条例 (県条例第43号) (税政課)
  - 1 山形県県税条例の一部改正
    - (1) 県民税
      - イ 法人税割の税率を100分の1(改正前100分の3.2)とすることとした。(第42条関係)
      - ロ 法人税割の税率の特例について、以下の措置を講ずることとした。(附則第13条関係)
        - (イ) 特例措置の適用期限を平成34年1月31日まで延長することとした。
        - (ロ) 税率を100分の1.8(改正前100分の4)とすることとした。
      - ハ 中小法人に対する各事業年度分の法人税割額は、ロの特例を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に1.8分の0.8(改正前4分の0.8)を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とすることとした。(附則第13条の2第1項関係)
    - (2) 事業税
      - イ 県に納付された法人の事業税の額の一部に相当する額を、県内の市町村に対し、各市町

- 村の従業者数で按分して交付することとした。（改正後の第67条の2関係）
- ロ 法人の事業税の税率の特例を廃止することとした。（附則第13条の3第2項関係）
- 2 山形県産業廃棄物税条例の一部改正  
地方税法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
  - 3 山形県県税条例の一部を改正する条例（平成25年3月県条例第11号）の一部改正  
消費税の軽減税率制度の導入に伴い、課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な小売業等を営む事業者に対する経過措置が適用される場合には、消費税の申告額又は還付額に78分の22を乗じた額を譲渡割額又は還付額とする措置を講ずることとした。
  - 4 山形県県税条例等の一部を改正する条例（平成28年3月県条例第41号）の一部改正  
資本金1億円超の普通法人のうち平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度に係る付加価値額が40億円未満のものについて、それぞれ当該事業年度に係る法人の事業税の額から外形標準課税の拡大に伴う増額分の一部に相当する額を控除することとした。
  - 5 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。ただし、次に掲げる改正は、それぞれ次に定める日から施行することとした。
    - (1) 1の(1)のロの(イ)、3及び4の改正 公布の日
    - (2) 2の改正 平成29年1月1日
- ◇ 山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（県条例第44号）（税政課）  
地域再生法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
- ◇ 山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例（県条例第45号）（市町村課）  
県議会議員及び知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げることとした。
- ◇ 山形県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例（県条例第46号）（子育て支援課）  
当分の間、一定の要件を満たした場合に限り、保育士でない者又は幼稚園の教員の免許状を有しない者を保育に従事させることができることとした。
- ◇ 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（県条例第47号）（子ども家庭課）
  - 1 児童の遊びを指導する者の資格について、義務教育学校の教諭となる資格を有する者を加えることとした。（第36条第2項第5号関係）
  - 2 児童指導員の資格について、義務教育学校の教諭となる資格を有する者であって、知事が適当と認めたものを加えることとした。（第41条第9号関係）
  - 3 児童自立支援専門員の資格について、義務教育学校の教諭となる資格を有する者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は2年以上教員としてその職務に従事したものを加えることとした。（第64条第8号関係）
- ◇ 山形県民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例（県条例第48号）（地域福祉推進課）
  - 1 民生委員の定数を変更することとした。
  - 2 この条例は、平成28年12月1日から施行することとした。
- ◇ 国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例（県条例第49号）（農村計画課）  
支払期間の始期が平成28年度以後である負担金の償還利率を年0.6パーセントとするとともに、国営寒河江川下流土地改良事業等に係る負担金徴収の終了に伴い、規定の整備を行うこととした。
- ◇ 山形県空港管理条例等の一部を改正する条例（県条例第50号）（空港港湾課）  
航空機及び給油装置をそれぞれ電位零の地点に接地しなければならないこととする給油作業等

の制限を廃止することとした。

◇ 山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例（県条例第51号）（教育庁）

- 1 山形県立米沢養護学校西置賜校を新設することとした。
- 2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

## 条 例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県条例第42号

#### 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月県条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則第8条第1項の表傷病補償年金の項及び同条第2項の表中 

0.86
------

 を 

0.88
------

 に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の附則第8条の規定は、平成28年4月1日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

山形県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県条例第43号

#### 山形県県税条例等の一部を改正する条例

（山形県県税条例の一部改正）

第1条 山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第42条中「100分の3.2」を「100分の1」に改める。

第48条の10中「法第71条の14第5項又は法第71条の15第4項」を「第71条の14第6項又は第71条の15第5項」に改める。

第48条の17中「法第71条の35第6項又は法第71条の36第4項」を「第71条の35第7項又は第71条の36第5項」に改める。

第48条の24中「法第71条の55第6項又は法第71条の56第4項」を「第71条の55第7項又は第71条の56第5項」に改める。

第62条中「法第72条の46第5項又は法第72条の47第4項」を「第72条の46第6項又は第72条の47第5項」に改める。

第67条を削り、第67条の2を第67条とし、第2章第2節中同条の次に次の1条を加える。

（法人の事業税の市町村に対する交付）

第67条の2 施行令第35条の4の5で定めるところにより、県内の市町村に対し、県に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額に施行令第35条の4の4で定める率を乗じ

て得た額を統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村の従業者数で按分して得た額を交付する。

第67条の12第1項中「（平成19年法律第53号）」を削り、「<sup>あん</sup>按分して」を「按分して」に改め、同条第2項中「<sup>あん</sup>按分して」を「按分して」に改める。

第100条中「法第90条第5項又は法第91条第4項」を「第90条第6項又は第91条第5項」に改める。

第119条中「第132条第5項又は第133条第4項」を「第132条第6項又は第133条第5項」に改める。

附則第5条の4第1項第2号ハ中「第10条の5の4まで」を「第10条の5の3まで」に改める。

附則第12条の5第2項中「第37条の12の2第2項各号」を「第37条の12の2第2項第1号から第10号まで」に改める。

附則第12条の7の2第3項中「同法第37条の14の2第4項第1号から」を「第1号から」に改め、同項第2号中「掲げる移管」を「掲げる移管（同条第5項第2号へ(1)に規定する租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の13の8第5項に規定する事由による移管を除く。以下この号及び第4号において同じ。）」に改める。

附則第13条中「平成29年1月31日」を「平成34年1月31日」に、「100分の4」を「100分の1.8」に改める。

附則第13条の2第1項中「4分の0.8」を「1.8分の0.8」に改める。

附則第13条の3第2項を削る。

（山形県産業廃棄物税条例の一部改正）

第2条 山形県産業廃棄物税条例（平成18年3月県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第19条中「第733条の18第6項」を「第733条の18第7項」に、「第733条の19第4項」を「第733条の19第5項」に改める。

（山形県県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 山形県県税条例の一部を改正する条例（平成25年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第1項第2号中「第13項まで」を「第16項まで」に改める。

附則中第14項を第17項とし、第13項を第16項とし、第12項を第15項とし、第11項を第13項とし、同項の次に次の1項を加える。

14 前項の場合において、29年新法附則第9条の5後段の規定により読み替えられた29年新法第72条の88第2項に規定する事業者が、適用対象期間における課税仕入れ等の税額の計算について平成28年所得税法等改正法附則第39条第1項又は第42条第1項の規定の適用を受けるときは、当該事業者に対しては、前項の規定にかかわらず、29年新法附則第9条の5後段の規定により読み替えられた29年新法第72条の88第2項の規定を適用する。

附則第10項を附則第11項とし、同項の次に次の1項を加える。

12 前項の場合において、29年新条例附則第13条の5後段及び第13条の6後段の規定により読み替えられた29年新条例第67条の7第2項に規定する事業者が、適用対象期間における課税仕入れ等の税額の計算について平成28年所得税法等改正法附則第39条第1項又は第42条第1項の規定の適用を受けるときは、当該事業者に対しては、前項の規定にかかわらず、29年新条例附則第13条の5後段及び第13条の6後段の規定により読み替えられた29年新条例第67条の7第2項の規定を適用する。

附則第9項の次に次の1項を加える。

10 前項の場合において、29年新条例附則第13条の5後段及び第13条の6後段の規定により読み替えられた29年新条例第67条の7第1項に規定する事業者が、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号。以下「平成28年所得税法等改正法」という。）附則第39条第1項又は第41条第1項に規定する適用対象期間における平成28年所得税法等改正法附則第39条第1項

に規定する卸売業及び同項に規定する小売業に係る同項に規定する課税仕入れ等の税額の合計額の計算（附則第12項及び第14項において「適用対象期間における課税仕入れ等の税額の計算」という。）について同条第1項又は平成28年所得税法等改正法附則第42条第1項の規定の適用を受けるときは、当該事業者に対しては、前項の規定にかかわらず、29年新条例附則第13条の5後段及び第13条の6後段の規定により読み替えられた29年新条例第67条の7第1項の規定を適用する。

（山形県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 山形県県税条例等の一部を改正する条例（平成28年3月県条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「第2条の」を「次の各号に掲げる」に、「公布の」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第2条の規定 公布の日
- (2) 附則第8項から第11項までの規定 平成29年4月1日
- (3) 附則第12項の規定 平成30年4月1日

附則第4項中「この項から附則第7項まで」を「この項から附則第8項まで」に改める。

附則中第9項を第14項とし、第8項を第13項とし、第7項の次に次の5項を加える。

8 新条例第49条第1項第1号イに掲げる法人（3以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度の新条例第52条第1項第1号イに規定する付加価値額（当該事業年度が1年に満たない場合には、当該事業年度の付加価値額に12を乗じて得た額を当該事業年度の月数で除して計算した金額。次項から附則第11項までにおいて「平成29年度分調整後付加価値額」という。）が30億円以下であるものについては、当該事業年度に係る新条例第54条第1項第1号に規定する合計額（次項において「平成29年度分基準法人事業税額」という。）が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の2分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額又は所得について新法第72条の25の規定により申告納付すべき事業税額、新法第72条の28の規定により申告納付すべき事業税額又は新法第72条の29の規定により申告納付すべき事業税額（次項から附則第11項までにおいて「平成29年度分法人事業税額」という。）から控除するものとする。

- (1) 当該事業年度の新条例第52条第1項第1号イに規定する付加価値額（2の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、新法第72条の48の規定により関係道府県に分割した後の付加価値額とし、当該付加価値額に1,000円未満の端数がある場合又は当該付加価値額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。）に、平成28年3月31日現在における旧条例第54条第1項第1号イに規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）
- (2) 当該事業年度の新条例第52条第1項第1号ロに規定する資本金等の額（2の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、新法第72条の48の規定により関係道府県に分割した後の資本金等の額とし、当該資本金等の額に1,000円未満の端数がある場合又は当該資本金等の額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。）に、平成28年3月31日現在における旧条例第54条第1項第1号ロに規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）
- (3) 当該事業年度の新条例第52条第1項第1号ハに規定する所得を新条例第54条第1項第1号ハの表の左欄に掲げる金額の区分によって区分した金額（2の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、新法第72条の48の規定により区分し、関係道府県

に分割した後の金額とし、当該金額に1,000円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。以下この号において「平成29年度分課税標準所得」という。）に平成28年3月31日現在における当該区分に応ずる旧条例附則第13条の3第2項の規定により読み替えられた旧条例第54条第1項第1号ハの表の右欄に掲げる税率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）と、平成29年度分課税標準所得に当該区分に応ずる旧条例附則第13条の3第2項の規定により読み替えられた同号ハの表の右欄に掲げる税率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）に改正法第8条の規定による改正前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（附則第10項第3号において「旧暫定措置法」という。）第9条第1号に規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）との合計額

- 9 新条例第49条第1項第1号イに掲げる法人で、平成29年度分調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、平成29年度分基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に40億円から平成29年度分調整後付加価値額を控除した額を乗じてこれを20億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成29年度分法人事業税額から控除するものとする。
- 10 新条例第49条第1項第1号イに掲げる法人（3以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。）で、平成29年度分調整後付加価値額が30億円以下であるものについては、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度に係る新条例第54条第3項第1号に規定する合計額（次項において「平成29年度分基準法人事業税額」という。）が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の2分の1に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成29年度分法人事業税額から控除するものとする。
  - (1) 当該事業年度の新条例第52条第1項第1号イに規定する付加価値額を新法第72条の48の規定により関係道府県に分割した後の付加価値額（当該付加価値額に1,000円未満の端数がある場合又は当該付加価値額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）に、平成28年3月31日現在における旧条例第54条第3項第1号イに規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）
  - (2) 当該事業年度の新条例第52条第1項第1号ロに規定する資本金等の額を新法第72条の48の規定により関係道府県に分割した後の資本金等の額（当該資本金等の額に1,000円未満の端数がある場合又は当該資本金等の額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）に、平成28年3月31日現在における旧条例第54条第3項第1号ロに規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）
  - (3) 当該事業年度の新条例第52条第1項第1号ハに規定する所得を新法第72条の48の規定により関係道府県に分割した後の金額（当該金額に1,000円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が1,000円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額。以下この号において「平成29年度分課税標準所得」という。）に平成28年3月31日現在における旧条例附則第13条の3第2項の規定により読み替えられた旧条例第54条第3項第1号ハに規定する税率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金

額）と、平成29年度分課税標準所得に旧条例附則第13条の3第2項の規定により読み替えられた同号ハに規定する税率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）に旧暫定措置法第9条第1号に規定する税率を乗じて得た金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）との合計額

- 11 新条例第49条第1項第1号イに掲げる法人で、平成29年度分調整後付加価値額が30億円を超え40億円未満であるものについては、平成29年度分基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に40億円から平成29年度分調整後付加価値額を控除した額を乗じてこれを20億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に100円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成29年度分法人事業税額から控除するものとする。
- 12 附則第8項から前項までの規定は、新条例第49条第1項第1号イに掲げる法人に対する平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度分の事業税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第8項	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
	平成29年度分調整後付加価値額	平成30年度分調整後付加価値額
	平成29年度分基準法人事業税額	平成30年度分基準法人事業税額
	2分の1	4分の1
	平成29年度分法人事業税額	平成30年度分法人事業税額
附則第8項第3号	平成29年度分課税標準所得	平成30年度分課税標準所得
附則第9項	平成29年度分調整後付加価値額	平成30年度分調整後付加価値額
	平成29年度分基準法人事業税額	平成30年度分基準法人事業税額
	20億円	40億円
	平成29年度分法人事業税額	平成30年度分法人事業税額
附則第10項	平成29年度分調整後付加価値額	平成30年度分調整後付加価値額
	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
	平成29年度分基準法人事業税額	平成30年度分基準法人事業税額
	2分の1	4分の1



	平成29年度分法人事業税額	平成30年度分法人事業税額
附則第10項第3号	平成29年度分課税標準所得	平成30年度分課税標準所得
前項	平成29年度分調整後付加価値額	平成30年度分調整後付加価値額
	平成29年度分基準法人事業税額	平成30年度分基準法人事業税額
	20億円	40億円
	平成29年度分法人事業税額	平成30年度分法人事業税額

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中山形県県税条例（以下「県税条例」という。）附則第13条の改正規定（「平成29年1月31日」を「平成34年1月31日」に改める部分に限る。）並びに第3条及び第4条の規定公布の日
  - (2) 第1条中県税条例第48条の10、第48条の17、第48条の24、第62条、第100条及び第119条の改正規定並びに県税条例附則第12条の5第2項及び第12条の7の2第3項の改正規定並びに第2条及び次項の規定 平成29年1月1日
  - (3) 第1条中県税条例附則第5条の4第1項第2号ハの改正規定 平成30年1月1日  
（県民税に関する経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の県税条例（以下「新条例」という。）附則第12条の5第2項及び第12条の7の2第3項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成28年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第42条並びに附則第13条及び第13条の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。  
（事業税に関する経過措置）
- 4 施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についての第1条の規定による改正前の県税条例附則第13条の3第2項の規定の適用については、なお従前の例による。
- 5 新条例第67条の2の規定は、平成29年度以後に同条の規定により市町村に対し交付すべき法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（以下「法人事業税交付金」という。）について適用する。
- 6 平成29年度における法人事業税交付金に係る新条例第67条の2の規定の適用については、同条中「施行令第35条の4の5」とあるのは「地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成28年政令第133号）附則第4条第2項の規定により読み替えて適用される施行令第35条の4の5」と、「に施行令」とあるのは「に地方税法施行令等の一部を改正する等の政令附則第4条第2項の規定により読み替えて適用される施行令」と、「統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村の従業者数」とあるのは「各市町村の市町村民税の法人税割額」とする。

山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに

公布する。

平成28年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県条例第44号

##### 山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例（平成28年3月県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第4項第4号」を「第5条第4項第5号」に改める。

第2条第1号中「同条第4項第4号」を「同条第4項第5号」に改める。

##### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県条例第45号

##### 山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成6年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号イ中「15,300円」を「15,800円」に改め、同号ロ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第6条第1号中「7円30銭」を「7円51銭」に改め、同条第2号中「365,000円と4円88銭」を「375,500円と5円2銭」に改める。

第9条第1号中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改め、同条第2号中「26円73銭」を「27円50銭」に、「557,115円」を「573,030円」に改める。

##### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第4条、第6条及び第9条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の前日にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

山形県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県条例第46号

##### 山形県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

山形県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年10月県条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 別表第2項第1号から第3号までの規定により保育士又は幼稚園の教員の免許状を有する者でなければならない者は、当分の間、知事が定めるところにより、知事が定める者をもって代えることができる。

##### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県条例第47号**

**山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第64号）の一部を次のように改正する。

第36条第2項第5号、第41条第9号及び第64条第8号中「中学校」を「中学校、義務教育学校」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

山形県民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県条例第48号**

**山形県民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例**

山形県民生委員の定数に関する条例（平成27年3月県条例第13号）の一部を次のように改正する。

	「489人	「492人		「91人	「92人		「34人	「36人		「71人					
本則中	198人	を	198人	に、	77人	を	75人	に、	29人	を	29人	に、	「71人	を	53人」
	354人」		351人」		71人		71人		48人」		49人」				
					124人」		125人」								

「71人  
55人」に改める。

**附 則**

この条例は、平成28年12月1日から施行する。

国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県条例第49号**

**国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例**

国営土地改良事業負担金徴収条例（昭和53年3月県条例第14号）の一部を次のように改正する。別表を次のように改める。

別表

区 分	負担割合	支払期間 (据置期間)	利 率
国営最上川下流土地改良事業	300分の31	17 年 (2 年)	年5パーセント
国営白川土地改良事業			
国営米沢平野二期土地改良事業			
国営村山北部土地改良事業			
国営赤川二期土地改良事業	300分の31（赤川頭首工改修工事に係る費用に相当する部分にあつては、300分の21）		年0.6パーセント

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成28年4月1日から適用する。

山形県空港管理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第50号

山形県空港管理条例等の一部を改正する条例

(山形県空港管理条例の一部改正)

第1条 山形県空港管理条例（昭和39年3月県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第3号を削る。

(米沢ヘリポート条例の一部改正)

第2条 米沢ヘリポート条例（平成3年12月県条例第76号）の一部を次のように改正する。

第5条第5号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第51号

山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例

山形県県立学校設置条例（昭和39年3月県条例第37号）の一部を次のように改正する。

本則第3号の表中 「 山形県立米沢養護学校長井校 長井市 」 を

山形県立米沢養護学校長井校  
山形県立米沢養護学校西置賜校

長井市  
長井市

に改める。

**附 則**

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成28年6月24日印刷 発行所 山形県庁  
平成28年6月24日発行 発行人 山形県